

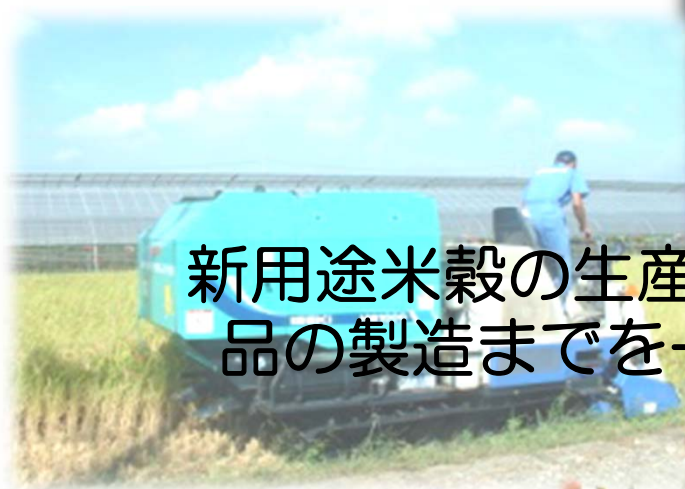
最新

無利子

農業改良資金のご案内

国や県による各種の計画認定を受けたみなさんを
無利子資金で応援します。

新たな加工・販売に取り組みたい！



新用途米穀の生産から新用途米穀加工
品の製造までを一貫して行いたい！



環境・調和のとれた農業生産の確保を図りたい！



農業改良資金が使えます！

まずはお近くの相談窓口(公庫、農協等融資機関)へ

ご融資条件

償還期限:12年以内(うち据置期間:最長5年以内)
融資限度額:個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円
金利:**無利子**

借入対象者

農業経営の改善を目指すみなさんを応援します!

- ① エコファーマー(認定導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。)
- ② 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
- ③ 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
- ④ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等
- ⑤ 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者(中小企業者に限る。)

※ 農業改良措置計画に基づく都道府県知事の貸付資格の認定を受けることが必須です。
※ 融資機関の融資審査の結果によってはご希望に添えない場合がありますので、ご了承下さい。

資金使途

**新たなチャレンジ性のある取組(農業改良措置)を
応援します!**

- ◆ **新たな農業部門の経営を始める場合**
(例:新たに飼料用米の栽培を開始)
- ◆ **新たな加工の事業を始める場合**
(例:酪農法人が、アイスクリーム加工を新規に開始)
- ◆ **農畜産物又はその加工品の新たな生産方式を導入する場合**
(例:イチゴの栽培方法を土耕栽培から高設栽培へ転換)
- ◆ **農畜産物又はその加工品の新たな販売方式を導入する場合**
(例:直売所を設置し、消費者への直接販売を開始) など

※申込みから融資の可否の判断までの期間の目安は、1か月半程度です。
※上記以外にも資金を利用するための要件等がございます。

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部

連絡先: 0120-154-505

ホームページ: <http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kairyuu.html>

農林水産省経営局金融調整課 03-3501-3726

